

令和 5 年度

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

食費等の物価高騰により特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、臨時特別の措置として給付金を支給するものです。

児童 1 人当たり 5 万円を支給！

お早めに支給要件をご確認ください。

支給の手続き

※以下の①または②に該当する方が支給対象者です。ただし、同一の児童について原則両方受給することはできません。

① 児童扶養手当受給者等（ひとり親世帯）

以下の(1)~(3)のいずれかに該当する方

支給対象者	申請
(1) 令和5年3月分（及び4月分）の児童扶養手当の支給を受けた方	×不要
(2) 公的年金等(※1)を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 (※1)遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。	○必要
(3) 物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	○必要

② ①以外の住民税均等割非課税の子育て世帯（ひとり親世帯以外の子育て世帯）

以下の(1)または(2)に該当する方

支給対象者	申請
(1) 令和4年度の「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を受給した方 (※令和4年度以降の世帯異動状況によっては、受給できない場合があります)	×不要
(2) 上記(1)のほか、申請時点で平成17年（特別児童扶養手当の対象児童の場合、平成15年）4月2日から令和6年2月29日までに出生した児童を養育する父母等であって、以下(ア)または(イ)に該当する方 (ア)令和5年度住民税均等割が非課税の方 (イ)食費等の物価高騰の影響で令和5年1月1日以後の収入が急変し、住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者） ※(ア)(イ)どちらも世帯の主たる生計維持者の収入で判定します。	○必要

申請受付開始日 令和5年 6月 12日(月)

- ▶ 申請必要の方は、申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに高知市役所子育て世帯特別給付金の窓口^①に直接、または郵送^②でご提出ください。（※ 申請不要の方には、申請不要の通知が届きます。）
- ▶ 支給要件に該当する方に対して、申請内容を審査後、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請書や必要書類などにつきましては、高知市子育て給付課ホームページをご確認ください。
- ▶ 申請締め切りは**令和6年2月29日(木)（※必着）**です。

■ 高知市子育て給付課
子育て世帯特別給付金担当
088-823-9447

(受付時間：平日8:30~17:15)

子育て給付課
ホームページ

給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅などに高知市から問い合わせを行うことはありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに高知市の窓口や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。